

第 14 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 9 月 6 日（月）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17名）

1	河合 稔				
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（2名）

8	清水 峰幸		
15	高木 正美		

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

議案

議案第 4 8 2 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願、その他承認事項について

議案第 4 8 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 8 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 8 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 4 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第14回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に9番 林委員、12番 石原委員の両名の方に
お願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第482号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願、その他承認事項について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第482号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願、その他承認事項について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る証明願については、1件提案されて
おります。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと
いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま
したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの
ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、畑 4筆合わせて、3,754㎡でございます。

続きまして、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。農地法の適用を受けない土地（農地法第2
条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証
明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超
える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が
発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過
しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当
程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地
現況確認申請で対応できることになりました。

2番、畑、7筆合わせて、1,111㎡で、農家住宅・工場ござ

います。

2番の申請地は、都市計画区域外にある農地です。

申請地は現土地所有者が平成28年2月に相続によって取得しましたが、その時点で居宅及び工場が存在し、農地性を喪失していました。

このことは、建物登記事項証明書及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で平成4年時点では既に、居宅及び工場として利用されていることが確認できます。

続きまして、事業計画変更申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用許可を受けましたが、隣接地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1から2ページをお願いします。

3番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、22筆合わせて、40,465㎡のうち、37,655㎡でございました。

3ページをお願いします。

事業計画変更後明細をご覧ください。

内訳としましては、事業計画変更後明細の内、上段部分が、当初計画明細から引き続き、賃貸借権によります、田、10筆合わせて、21,034㎡のうち、18,224㎡が、砂利採取の目的として、令和2年10月1日から令和4年3月31日まで一時転用されるものでございます。

下段部分が、賃貸借権によります、田、6筆合わせて、

15,444㎡のうち、11,748㎡につきまして、新たに砂利採取を目的として、令和3年10月1日から令和4年9月30日まで一時転用されるものでございます。

この結果、最終事業計画としまして、同じく砂利採取の目的で、田、16筆合わせて、36,478㎡のうち、29,972㎡に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第483号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第483号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4ページをお願いします。

2件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、1,565㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹(いちじく)の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,277㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第484号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第484号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、29㎡で、農家住宅（物置）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議長 続きまして、議案第485号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第485号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。

1番、3ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、6筆合わせて15,444㎡のうち、11,748㎡で、砂利採取でございます。農地の区分は、農振農用地区域内の農地で、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日まででございます。

5ページをお願いします。

2番、所有権移転によります、畑、337㎡で、自宅への進入路及び

植栽でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、使用貸借権によります、畑、342㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

4番、賃貸借権によります、畑、1,877㎡で、金属加工工場（駐車場、資材置場、倉庫）でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにして、次に移らせていただきます。

報告第14号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹 報告第14号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

1番、畑、49㎡で、一般個人住宅でございます。

2番、田、179㎡で、太陽光発電施設でございます。

3番、田、2筆合わせて、421㎡で、貸駐車場でございます。

4番、田、103㎡で、貸店舗（駐車場）でございます。

6ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、11件申請されています。

5番、所有権移転によります、田、池沼（現況：田）5筆合わせて、
1,320.3㎡で、分譲住宅でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、590㎡で、分譲
住宅でございます。

7番、所有権移転によります、畑、262㎡で、一般個人住宅ござ
います。

8番、所有権移転によります、田、198㎡で、不動産業事務所で
ございます。

9番、所有権移転によります、田、83㎡で、貸駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、21.81㎡で、
自宅への進入路の拡張でございます。

7ページをお願いします。

11番、所有権移転によります、田、71㎡で、一般個人住宅（駐車
場）でございます。

12番、使用貸借権によります、田、463㎡で、一般個人住宅で
ございます。

13番、所有権移転によります、田、991㎡で、分譲住宅ござい
ます。

14番、所有権移転によります、田、392㎡で、建売分譲ござい
ます。

15番、所有権移転によります、田、1,011㎡で、貸駐車場で
ございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、
説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請さ
れています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっております
ので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま
したところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方
でございます。

16番、畑、2筆合わせて、428㎡でございます。

17番、田、4筆合わせて、3,133㎡のうち、3,095㎡でございます。

8ページをお願いします。

18番、畑、田、13筆合わせて、10,466.26㎡でございます。

19番、畑、2筆合わせて、381㎡でございます。

20番、田、1,646㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、11件届出されています。

21番、畑、田、3筆合わせて、1,089㎡でございます。

22番、田、11筆合わせて、7,153㎡でございます。

9ページをお願いします。

23番、畑、2筆合わせて、442㎡でございます。

24番、田、畑、宅地（現況：畑）、3筆合わせて、398.44㎡でございます。

25番、畑、田、8筆合わせて、2,893㎡でございます。

26番、田、3筆合わせて、1,345㎡でございます。

27番、田、2筆合わせて、1,963㎡でございます。

28番、田、258㎡でございます。

29番、田、327㎡でございます。

30番、田、902㎡でございます。

10ページをお願いします。

31番、田、畑、12筆合わせて、8,677㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの

判断について、説明させていただきます。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、2件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

32番、現況、山林、552㎡でございます。

33番、現況、山林、264㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。（※登記地目はいずれも畑）

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日比委員

ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和3年8月23日に、代理人である行政書士の案内で、私と、谷川農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時30分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年9月6日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

林 新太郎

議事録署名者

石原 葵一